

議案第158号

訴訟の提起について（港湾局関係）

次のとおり土地賃料等支払請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 東洋埠頭株式会社 2 大阪地方裁判所 土地賃料等支払請求事件	本市は、被告に対し貸し付けている港区港晴5丁目2番87の市有地の一部、同区同5丁目2番88の市有地の一部、同区石田3丁目3番1の市有地の一部及び同区同3丁目3番2の市有地の一部（以下これらを「本件各土地」という。）に係る平成26年4月1日以後の各年度の賃料をそれぞれ金13,130,340円、金8,899,302円、金29,632,732円及び金3,934,022円とすることとした。これに対し、被告は、本件各土地に係る同日以後の各年度の賃料について、従前の賃料に相当する額しか支払わず、金140,902,740円を滞納しているので、被告に対し、上記金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるもの

令和元年9月18日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

土地賃料等支払請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。